

第 32 回国語分科会国語課題小委員会・議事録

令和元年 11 月 29 日（金）
15 時 00 分 ~ 16 時 55 分
旧文部省庁舎2階・文化庁特別会議室

〔出席者〕

（委員）沖森主査，森山副主査，石黒，入部，岩田，川瀬，塩田，鈴木，関根，滝浦，
田中（牧），村上各委員（計 12 名）
（文部科学省・文化庁）高橋国語課長，鈴木国語調査官，武田国語調査官，
小沢専門職ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第 31 回国語分科会国語課題小委員会議事録（案）
- 2 公用文の在り方に関する成果物について（報告）（素案）
- 3 成果物のタイトルについて（案）

〔参考資料〕

- 1 常用漢字表に関する検討状況
- 2 障害者権利条約（外務省作成パンフレット）
- 3 「障害」の表記に関する検討結果について（平成 22 年 11 月 障がい者制度改革
推進会議 「障害」の表記に関する作業チーム）

〔机上配布資料〕

国語関係答申・建議集
国語関係告示・訓令集
国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）
改定常用漢字表
分かり合うための言語コミュニケーション（報告）
公用文関係資料集
公用文作成の要領（昭和 27 年内閣官房長官依命通知別冊・内閣官房注付き）
公用文における漢字使用等について（平成 22 年内閣訓令第 1 号）
法令における漢字使用等について（平成 22 年内閣法制局長官決定）
6 訂 公文書の書式と文例（平成 23 年文部科学省 抜粋）等
文部科学省用字用語例
文部科学省送り仮名用例集
外来語・外国語の取扱い及び姓名のローマ字表記について（依頼）
Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関する基本方針
各府省庁の白書，議事録，広報誌における語等の出現頻度数調査の結果 等

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認が行われた。
- 2 前回の議事録（案）が確認された。
- 3 事務局から配布資料 2 「公用文の在り方に関する成果物について（報告）（素案）」
について説明があり，説明に対する意見交換が行われた。
- 4 事務局から配布資料 3 「成果物のタイトルについて（案）」について説明があり，
説明に対する意見交換が行われた。
- 5 事務局から参考資料 2 及び 3 について説明があり，説明に対する意見交換が行わ

れた。

6 次回の国語課題小委員会について、中止になる可能性があることも含め、令和元年12月25日(水)午前10時から12時まで文化庁特別会議室で開催することが確認された。

7 質疑応答及び意見交換における各委員の発言等は次のとおりである。

沖森主査

ただ今から第32回、今期6回目の国語課題小委員会を開会いたします。

本日は、「官公庁における文書作成について」を検討し、続けて「常用漢字表について」、「その他」という順で協議を進めたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

では、官公庁における文書作成に関する検討に移りたいと思います。まず、配布資料2「公用文の在り方に関する成果物について(報告)(素案)」を御覧ください。11月8日の国語分科会では、10月の国語課題小委員会で頂いた意見に基づいて、主査打ち合わせ会で一度検討を行ったものを資料としてお示しいたしました。本日の報告の素案は、その後、委員の方々が更に執筆して下さったものや御指摘のあった事柄を追加し、事務局の方で体裁を整えたものです。

ただし、11月8日の国語分科会の後、主査打ち合わせ会を開催できなかったこともありまして、本日の案は十分に検討を経ないままお示ししている面もございます。今後、実質3か月ほどの間、まだまだ加筆修正をしていく必要があるかと考えております。今

後どのようなところをよりよくしていくべきか、忌憚^{たん}のない御意見を頂きたいと思

います。そこで、分量的に大部ですので、区切って御意見を頂きたいと思

武田国語調査官

目次につきましては、前回と基本的な構成は大きくは変わっておりません。ただ、ところどころ文言、表現が変わっているところがあるかと思います。例えば、文末、最後のところを体言でそろえるとか、いろいろな考え方があるかと思いますので、その辺りも今後御検討いただくべきところかとは思っております。

それから、今日の案の中にはコラムを11入れております。これまでコラムは各ページの途中に挿入するような感じになっておりました。今回、ページを別に設けてまとめて見ていただく形にしてあります。そして、それを2ページ目の目次のところでまとめて、御覧いただけるような形にいたしました。

目次を見て気になっているのは、この後、それぞれの部分を御検討いただくときに御議論いただければと思うのですが、ローマ数字の があって、その後に算用数字の1があって、その後に(1)という構成になっています。それが例えば、 の「基本的な考え方」で言いますと、算用数字の1の方は「公用文の分類」というだけなのですが、2の方に行くと(1)から(5)まである形で、この辺のバランスなどがどうかというようなこと。全体にわたって考える面がございます。その辺りも御意見を頂ければと思

います。そして1ページに入りまして「はじめに」ですが、これまで「である」調か「です・ます」調か、常体が敬体かという問題がありました。今回、「である」調で書いております。ただし、長くて分かりにくいということもありますので、ここにも見出しを付けて、少し区切るような形にしております。また、最後のところで、この報告をなぜ国語

分科会が出すのかということが分かるように，国語審議会の後継の組織であることも書き加えております。

2 ページ目「当報告の見方及び使い方」ということですが，これは細かいところを直したりはしておりますが大きく変えておりません。一方で，ほかに示すべきことですか，あるいはここにわざわざ挙げなくていいことなど，御指摘があれば有難く思います。以上です。

沖森主査

ただ今の御説明について，直接関係する質問があればお願いします。

(挙手なし。)

では，目次からアラビア数字の2 ページまで，「当報告の見方及び使い方」までについて御意見を賜りたいと思います。

川瀬委員

「はじめに」の部分で見出しを立てていただいたのはとても読みやすくいいかなと思いました。ただ，細かく割り過ぎかなという気がいたしまして，真ん中の「今，公用文に求められていること」の内容が，上半分は上にくっついてもいいような気がします。下半分は「社会の多様化と」の後ろへ付いてもいいのではないかなと思いました。「はじめに」のところは、余り小割りにになっているよりは，項目として三つ，多くても四つというところかなという感じがいたしました。後半に入ると一杯細かく割れていくので，この辺は三つぐらいがいいのかなと思います。

それと，この「はじめに」の中で，例えば最初の「公用文は」の見出しのところの下から2行目，「その内容を理解できるように作成される必要がある」。「必要がある」のは皆，分かっているので，もっと攻めていいと思います。例えば，「ものでなければならぬ」と。やはり人様に向けて公務員として，国として出す文書なので，「誰もが読めて，内容を理解できるものでなければならぬ」というぐらい，強く言っているのではないかなと思いました。

あとは，一番下の見出しが余りにもタイトルのまま同じになってしまうので，もうちょっと工夫があってもいいかなと思います。「これからの時代における公用文の作成」はこの書籍，完成物のタイトルと一緒にってしまうので，ここはもう一工夫，提言とか何かの方がいいかなと感じております。

関根委員

「はじめに」の2 段落目の，「「公用文作成の要領」による戦後の公用文平易化」の4 行目ですが，「「感じのよく意味のとおりやすいものとする」ことがうたわれており，戦前用いられていた...へと変わる事となった」とあります。この「おり，」のところのつながりがちょっと分かりにくいかなと思いました。感じのよく意味の通りやすくするためには口語体にする必要があったのか，それともまず文語体から口語体に変える必要があって，そのための手引としてこれが作られたのか。あるいはその辺りをあえてはっきり書かれなかったのかもしれないのですが，ちょっとこの辺の関係が分かりやすくなっていれば，もっといいかなと思いました。

それから，「当報告の見方及び使い方」の「2」で最初に「ただし」とあって，「3」の中ほどでも「ただし」と出てくるのですが，これが気になりました。「3」の方の「ただし」はなくてもいいのかなと思いました。以上です。

石黒委員

「これからの時代における公用文の作成」のところですが，まず，3行目に「その原

則」ということがあるのですが、これは「公用文作成の要領」の原則なのか、あるいは公用文の書き表し方の原則なのか、その辺りが分かりにくいと感じました。

それともう一つ、最後のところに「参考となる考え方を提案するものである」とあって、つまりどういうものの原則を確認して、どういうものの参考か、あるいはもう一步踏み込んでしまって基準とか言っているものなのか、その辺り、全体の性格がよく分からなかったので教えていただけたらと思います。

武田国語調査官

「原則」というのは、つまりこれまで公用文を書き表すときには、端的に言うとな法令と同じ書き方をするという大原則があったわけですが、その書き方をまず確認するというような意味合いです。ですから、公用文の書き表し方、従来の公用文の書き表し方の原則を確認するということになります。ただ、これからの時代においてはもっと別の考え方が必要になってくるであろうということ、基準としてお示しできるかどうかということまではまだ分かりませんが、その部分をお伝えしたいということで書いております。参考というのが少し腰の引け過ぎた言い方であれば、表現を少し検討したいと思います。

沖森主査

では、大部ですので続けてまいりたいと思います。続きまして「基本的な考え方」の部分、3ページから9ページまでに関して、事務局から修正点あるいは課題など御説明をお願いします。

武田国語調査官

まず、「基本的な考え方」のところで言いますと、-2の「(2)正確に書く」のところと「(4)読み手に配慮する」の部分に関しては、執筆してくださった委員の方から少し大き目の訂正が入りましたので、かなり変わっているところがございます。それをまず申し上げます。

そして、これは全体にわたって言えることなのですが、これまで執筆してくださった委員からは、本文のために書いてくださったものと、コラムのために書いてくださったものがあります。それが今回整理する中で本文として書いていただいたものがコラムになったり、その逆があったりということがございます。そこもお書きくださった委員には申し訳ないのですが、多少整理しているところがあることをお知りおきいただきたいと思います。

また、これも全体にわたるところですが、御示唆を頂きましたので、各項の最後、資料を挙げたところにQRコードを貼ってみました。ただ、まだちょっと不格好なので、今後この入れ方は工夫をしたいと思っています。改善の余地があるのですが、こういった形を考えております。

では「基本的な考え方」の内容に関して幾つかお話をします。

まず一つは3ページ目の公用文の分類の話です。当初は三つに分類しているわけですが、A・B・Cというような言い方をしていました。それが「告示・通知」、「記録・公開資料」、「解説・広報」というような言い方になっています。それぞれ「等」が付いております。ここの区分はきれいに区分できるものではそもそもないのかもしれませんが、もう少し分かりやすくなる方法があったら、あるいは名称の付け方、ラベリングがあったらいいのではないかという意見を委員から頂いております。つまり、例えば「解説・広報」といったときに、それがどういうものなのか、もう少し詳しく説明するところが必要なのか、あるいはこのままでいいのかというようなことも御検討いただければと思っています。

それから、「手段・媒体」のところですが、以前よりも少し絞りました。例えば法令というのは官報に載るものですが、ここにあるのが紙媒体なのか、インターネットなのか、あるいはインターネットに載っている何かなのかとか、そういった辺りが今まで複雑になっていたところがありましたので、少しシンプルに整理してあります。

全体をとおして、できれば一般論をまず述べて、その後に具体的な例を挙げて述べるというような形で進めていきたいと思っています。ただ、具体例を挙げにくいものがありますし、あるいはタイトルにまず一般的な話が出て、その後もう一回同じことを書くのはちょっとはばかれるという、そういったケースがあります。その辺を今後どう考えていったらいいのかということは思っております。一般論と具体例の示し方が必ずしも統一的になっていない面があるということです。以上です。

沖森主査

それではただ今、御説明のありました3ページから9ページの部分につきまして、御意見を賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

岩田委員

5ページの「正確に書く」のところですが、3ページの一覧表に対応させると、法令が上に来て、法令に準ずるのが下に来ていると思うのですが、並び方を統一した方が読みやすいのではないかと思います。つまり、第2パラグラフの「法令に準ずるような文書では」を下に下げて、「法令などの一次的な情報について正確に説明する」を上上げると、表と同じ並びになるのではないかと思います。

さらにその時に、「法令に準ずるような文書」がこの表の中でどれに対応しているのかというような対応関係を、ぴたっと行かないとは思いますが、追加して、「例えば、告示・通知等」というような言い方があると、こちらと対照しながら読めるかなと思います。

関根委員

基本的な分類のところ、前も言ったんですが、要するに公用文の対象となるというのは、やはり全ての国民ということはあると思います。ただ、もちろん、この区別は分かりやすいし、これで表としてはよいと思いますが、何か本文中に、例えば「公用文は全ての国民に読まれることを前提としているけれども」みたいな、その辺りを補っておいたらどうかと思いました。

4ページの最後の「正確さ、分かりやすさ、ふさわしさ、敬意と親しさ、の各要素を意識する」のところ、これは「分かり合うための言語コミュニケーション」が前提になっているので、それを知っている人だとすんなり入りますが、それを知らないと唐突さがあります。最初に、「分かり合うための言語コミュニケーション」においてこの四つの要素が大切であることを指摘したけれども、公用文においてもこの考え方がうんぬんというようなことを入れると、すっきり入れるのではないかとおもいます。

5ページの三つ目の「法令などの一次的な情報について正確に説明する」の例ですが、「マイナンバーカードを提示すること。その次の言い換え例としてください」とあって、ここは一次的な情報についての正確に伝えるという話なので、「...してください」とすると、丁寧さとか配慮の方の話が入ってくるかなと思うんです。だから、ここは「提示すること」と、上にそろえてもいいかなと思いました。

6ページの最後のところの「図や表を利用する」が、「直接の対象とはしていないが」と書いてありますが、これは30ページ以降でしたか、6の辺りにかなり「図表の示し方」とかコラムでも触れています。だから、直接の対象としないという割には結構触れています。あと、図表とイラストはちょっと違うかなと思いました。以上で

す。

田中（牧）委員

5ページの「正確に書く」のところですが、最初の項目で分かりやすさとの関係が書いてありますが、分かりやすさは次の6ページに詳しく書いてあるので、最初に正確さの方を書いた方がいいのかなと思いました。下の方の法令を中心とした正確さを重視するということを書いてから、分かりやすさとのバランスを、とした方が、次のページで分かりやすさについては詳しく解説されるので、読む方はすんなり入ってくると思いました。

次に3ページですが、この表の中に「告示・通知等」の「手段・媒体」の中に「発出文書」と書いてありますが、発出文書というのは一般の人には分からないので、これは「文書」だけ、あるいは「公文書」とすると違う意味になりますか。あるいはもっと分かりやすい言葉があれば、その方がいいと思います。「発出文書」では何のことが多分伝わらないのではないかと思います。以上です。

森山副主査

ただ今の田中（牧）委員のお話に関連して、3ページの「具体例」のところの「告示、訓令、通達・通知、公告・公示」そして「発出文書」、「白表紙」というのが、私、分かりません。だから、これはまず隗^{かい}より始めよということで、コラムでいいので、例えば「こういうものはこういうことです」みたいな解説があると、とても分かりやすいのかなと思った次第です。

川瀬委員

一般の方にどこまで分かる必要があるんでしょうか。私も「白表紙」って何だろうと思いました。きっと出来上がった報告書は字だけで、表紙も白いから、あれがきっと白表紙なんだろうなという程度には私にも分かります。例えば極端な話、一般の方がこれを読んで分かる必要があるのかどうか。恐らくこれを手に取る方は、この「発出文書」であったり「白表紙」であったりというのは分かる方なのかなという気がします。どこまでプロユースと考えたらいいのでしょうか。

岩田委員

一応、本文の中で中学校が終わった方と示されてはいます。

川瀬委員

これも中学校が終わったレベルですか。

岩田委員

そのラインで、先ほど森山副主査がおっしゃったようなコラムを付けるというのは私も賛成です。

川瀬委員

でも、この報告自体はマニュアルですよね。

関根委員

もちろん対象は公務員でも、一般の方の目にも触れるわけであるし、それから、正に森山副主査がおっしゃったように隗^{かい}より始めよで、そもそもどういうものが分かりにくいものであるかを知る必要があるというような趣旨のことも書いてあります。その

正に一つの例として、公の発出する文書とか白表紙に注を付けることによって、こういうものが一般の人は知らないんだということを示すことにもなるのではないかと思います。

川瀬委員

どこまでが無反省に、後で出てくる「無反省に」って、この言葉も私は引っ掛かってはいますが。反省は振り返るものだから、後ですることだろうと思いますが。それはそれとしてですが、主な対象をどこへ据えるかで考えていいのかなと思います。あえて文字数を増やしていく必要があるのかどうなのか。できるだけシンプルな形で、常に手に取ってもらえるようなスタイルでいいのではないかという気がします。最終的には御判断にお任せいたします。

次に、7ページ、「読み手に配慮する」の「読み手にとってふさわしい言葉を使って書く」、「言葉」だけではなくて「表現」もあると思います。そこに出てくる「台風の当たり年」と「地震で見事に電柱が倒れている」というのは、確かにメディアの世界でもよく例として使う言葉ではあるのですが、公文書を書かれる方が「台風の当たり年」という言葉を使うかなと感じます。私が感覚的にいつも公から出てくる文章の中で引っ掛かるのは、やはり障害が「ある」なのか「持つ」なのか。「持つ」という言葉に対する違和感も微妙にありますので、そういった例でいいのではないかという気がいたしました。

コラムのページですが、9ページ、枠囲みしてあるところが、タイトルがあり、その下に質問があり、その下に解説がありという形になってはいますが、もしかしたらこの二つ目の質問をもうちょっと見出しっぽい形で枠の中に入れれば、意識があっちに行ったりこっちに行ったりしないかなという気がしました。

例えば1番だったら、そもそも1, 2, 3と数字が必要かというのもありましたけれども、枠囲みの中を「公務員としての無意識が与える影響」とかにして、そのまま「公用文には」と始めてもいいのではないかという気がします。二つ目も同じように、「例外情報は厳選して」だけだと、下の文章や質問と合わせないと意味が分かりません。「大切なことと例外情報は区別しましょう」など、枠に入れるのが見出しでの呼び掛け、相手の立場に立って書きましようみたいな形で統一すると、テーマを出しました、質問が来ました、答えがありましたと、いろいろな方向からの文章にならなくていいのではないかという気がしております。

好き嫌いもあると思うので、私は直球に読んで理解できるものの方が好きなので、コラムをQ & A形式にする必要、全部そのスタイルにする必要はないのではないかという気がしました。以上です。

石黒委員

全体をざっと眺めたときの枠の流れというのでしょうか、まず、例えば3ページだと、法令以外に告示・通知とか、記録・公開とか、解説・広報というのがありまして、まず上の方は正確さ重視。もちろん分かりやすさも必要だとは思いますが正確さ重視で、下の方は分かりやすさ重視だと思います。

次のページ、4ページに行きますと、「理解され、信頼され、行動の指針とされる」となって、分かりやすさと理解されるという、解説とか先ほどの広報のような分かりやすさのレベルが先に示されて理解され、信頼され、というのは情報の精度とか確度みたいなことだと思うので正確さということにもなると思います。ここで、仕方がないとは思いますが、逆転をしてしまいます。

それで、4ページの下の方を見ていくと、「書き言葉によるコミュニケーションとして捉える」のところで、そこで切れてしまう感じがあります。私たちにはよく分かるん

です。なぜかというところ、「分かり合うための言語コミュニケーション」を議論してきたという前提があるので分かります。一般の方が御覧になったときに、ここでいきなりコミュニケーションと言って、多少飛んだ感じがして、その上で最後のところで「正確さ、分かりやすさ、ふさわしさ、敬意と親しさ」ということが出てきて、何だろうと思ってしまう。

「正確さ」と「分かりやすさ」というのは二本柱になっていて、「分かりやすさ」の延長線上に多分が「ふさわしさ」と「敬意と親しさ」があるんでしょうけれども、こちら辺がさっきの三つ目の概念としての整理が必要になります。では次はどういう流れで説明されるのかと思って期待すると、5ページは「正確に書く」。うんうん、正確さの話だ。で、6ページは「分かりやすく書く」。うん、分かりやすさの話だ。で、7ページになると「読み手に配慮する」。あれ、ふさわしさの話か、敬意と親しさの話か、恐らく両方なんでしょうけれども…。そしてその次に「多様化する社会に対応する」という8ページのところで、あれ、さっきのふさわしさ、敬意と親しさはどこへ行ってしまったんだろうかとなります。この辺りの、元々の正確さと分かりやすさ、元々の文章の分類から始まって終わるところまでの筋が、無理なところは無理しなくてもいいと思いますが、もうちょっと、お互いが連関するような形で書かれていると、読む方も次にこの内容が書かれていて、やっぱりこの内容だったということが分かるのかなと感じました。

村上委員

今の議論を聞いていて思ったのですが、最初、公用文の作成の在り方についてマニュアルを作成するんだと思っていたのですが、この中学校卒業程度の一般の方も読むということになると、公用文＝日本語のスタンダードを作るということにもなるのではないかという気が少ししてきました。その辺りのところは、そもそも論に戻って申し訳ないのですが、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いします。

武田国語調査官

大切な御指摘だと思います。まずこれは国の各省庁に勤めている方に向けて、これからの公用文を書くときの考え方、公用文を書くときの書き方をこれまでと少し変えてはどうでしょうか、という提案になると思います。ただその向こう側に、国の省庁に勤めている方だけではなくて、地方の自治体にいらっしゃる方ですとか、あるいはもっと一般の方ですとか、そういった方にも活用していただければいいなというお話がこれまであったかだと思います。

ですから、先ほど川瀬委員からも御指摘がりましたが、どこを対象として主な相手として書くのかということ意識しながら、同時にそれがもっと広く使われることも念頭に置いてというようなことでやってきているかだと思います。ただ、日本語のスタンダードを考えるというようなことまでは、これまでの議論の中で出てきたことはなかったかだと思います。

村上委員

そうすると、そういう日本語のスタンダードを考えるということは、除いていいということでしょうか。

沖森主査

飽くまでも公用文作成に関する事項ということなので、日本語全般の表現論というところにまでは及ぼさないと考えているのではないかと思います。その辺りは合意があるかだと思います。

村上委員

例えば、国語の教科書で子供たちが国語について学ぶ。そこでいわば日本語のスタンダードを学ぶわけですね。子供たちはそうですけれども、この公用文作成の手引みたいなものを読んで、公用文というのがある意味実質的な日本語のスタンダードに例えばなっていくような可能性があるのかなのかということ。これが広がっていくと、結果としては何かやはりお手本になるのではないかという気もしなくもないのですが…。

沖森主査

私としましては、日本語の表現全般を扱うというような趣旨ではなくて、やはり国民に知らせるといふのを目的とした文書における読みやすさ・正確さをここではルール化できればいい、ルール化していきたいという提案をしたいということです。はるかかなたに日本語の表現の全般論についての今後の方向性というものをこれによって示せばいいなという気持ちもないわけではありません。例えば、横書きは点(、)を用いるということが徹底すればいいなというようなことはありますが、それは直接的にはここでは問題にすることはないということです。

村上委員

分かりました。

川瀬委員

8ページの「多様化する社会」のところですが、この二つ目、「必要な場合には公用文表記の原則にこだわらない」というこの表現がまずしっくりきません。必要なときにはこだわらないから原則なのではないかという気もしますし。ここはもう少しお考えいただければと思いました。

あと、「多様化する社会」という言葉がありますので、ここに「難しい表現を避けたり」とありますが、難しい表現を避けるというのは公用文表記の原則とは関係ない話なので、これは要らないと思います。多様化する社会、日本語、漢字が読めないとか、難しい言葉が分からないという人たちに向けてのものだとしたら、常用漢字でも使用を控える、読み仮名を付ける、あとは例えばイラストやピクトグラムなどで視覚的に理解を促す工夫をするということは入れていただければいいなと思います。

公用文の原則の図とか表の使い方は後ろの方には出てきますが、分かりやすいのは、イラスト表示してあるとどこの国の方でも見やすいのは掲示物でもありますので、ここぐらいしか入れられないかなと思いました。お願いいたします。

入部委員

4ページの「義務教育を終了した人であれば理解できるように書く」の「であれば」が、小さなとげが入っているような感じがして、もうちょっとストレートに「義務教育を終了した人が理解できるように書く」ぐらいにすると引っ掛からないで読めるのかなと。小さなことですが、そのようにしていただければと思います。

田中(牧)委員

先ほど石黒委員がおっしゃった8ページが分かりにくいということ。正確さ、分かりやすさ、読み手への配慮は4ページの下に書いてある「正確さ、分かりやすさ、ふさわしさ、敬意と親しさ」と対応するから一応分かります。ただ最後に「多様化する社会」というのが出てきていて、この話が唐突に出てきているようにも思います。

ただ、恐らくここで書かれているのは情報の受け手が多様になっている、社会が多様化するというのは日本の中にいろいろな人が、日本語を使う人がいろいろになっている、そのことが一番メインで、多様化と使っているようにも思います。ただ、社会の多様化というと、人だけではなくて、公文書で扱われる内容も多様化しているとか、そういうこともあると思います。それから、多様化といったときに、8ページに書いてあること、それと媒体の多様化もありますね。いろいろな媒体ということがあって。でも、正確さ、分かりやすさということを考えるときに、扱う内容も多様になっているということをもし入れるのであれば、それが入っていません。

そう考えると、最後の8ページは、7ページまでで言われてきたことをまとめるような位置付けにするのはどうか。ここに欠けていることが、10ページ以後検討する中で多分ここに書かなければいけないことがいろいろ出てくると思います。特に8ページは本当にこれらの項目でいいのか、六つにも分かれているのですが、一つ一つはそれほど情報量が多くない気もするので、8ページはもう少し構成を考えた方がいいのかと感じました。

関根委員

先ほど村上委員のおっしゃったことに関してですが、もちろんこれは第一義的には公用文を書く人のためのものではあると思うのですが、そもそも公用文が一般の日本語とそんなにかけ離れるべきではないだろうし、そういう意味ではこれを読む人、つまりこれは公用文だからいいんだとか、公用文じゃないからこうだみたいな、なるべくその乖離^{かい}は少ない方がいい、そうあるべきだと思います。

それから、今の「公用文作成の要領」に関して、最初の前書きにあったように、文語体・漢語調の文章が口語体の文章になるときの、いわば日本語の手引としても使われたという思いを持っています。だから教育とかマスコミとかの書き方、あるいは一般の物の文章のマニュアルなんかを見ても、「公用文作成の要領」にそもそもあるというものが結構あります。そういう意味では、もちろんスタンダードを作るということではないけれども、そういうことも視野に入れてというか、意識して作っていきたいとは思っています。

岩田委員

先ほどの8ページの議論に戻るのですが、多様化する社会に対応するというお話は、各委員がおっしゃるとおり、ここが浮いているというのは私も感じております。これは恐らく今までの経緯で、いろいろなラベルの張り替えをずっとしてくださった経緯でこうなっているんだと思います。

受け手に母語としない方を想定するというお話を出すのであれば、ここの話は分かりやすさと同じことに特化していいと思います。内容に関しては6ページの分かりやすさでイラストの話もここで出ていますのでいいと思います。先ほど田中(牧)委員がおっしゃったみたいに、媒体とか内容の多様化に踏み込むのであれば、また変わっていくと思います。

そう考えたときに、一番下の「読み手が一番知りたいことを想像し」という話が、これは多分元々違う形で入っていたと思います。これが7ページにあっても全くおかしくない内容になっています。この辺の移動というか、これから追加するときには何かを減らさないといけなくなると思いますので、減らすならこの一番下の項目。これは特にここになくても、ほかのところでも十分入るのではないかと思います。

沖森主査

続きまして、「表記の原則」について、ページで言いますと 10 ページから 25 ページに関して、事務局から修正点や課題などについて説明をお願いします。

武田国語調査官

先ほど石黒委員の御指摘の中で「原則」というお話がありましたが、正に 10 ページからが公用文のこれまでの書き表し方、従来の公用文の書き表し方の原則を一つ一つ説明しているところになります。ですから、内容としてここはどうしてもリスト的なものになっております。他の章と若干雰囲気が変わっていますが、このままでいいかどうかということについては、御議論いただければと思っております。

それから、コラムの使い方ですけれども、これも全体にわたるところなのですが、リスト的なものをコラムで示しているような場所もございます。この辺もこういった使い方でもいいのかということをお調べください。

それから、先ほどから少し話題になっていますが、24、25 ページ辺り、「図表の示し方」を御執筆いただきました。先ほどイラストであるとか絵であるとか、そういったものを使って視覚的に分かりやすくというお話もありました。ただ、「公用文作成の要領」はこれまではどちらかという視覚の問題について、絵といいますか図といいますか、そういったものに関しては詳しく触れてきておりません。今回はこういった御提案がありましたので、載せていますが、その辺りの踏み込み方についても少し御検討いただければと思います。以上です。

沖森主査

それでは 10 ページから 25 ページまでに関して御意見を賜りたいと思います。

関根委員

最初の 10 ページの「漢字の使い方」の「常用漢字表にある漢字は使い、表にない漢字や音訓は用いない」というのは「常用漢字表を基本とする」といった言い方でもいいのではないのでしょうか、後で詳しく説明もあるので。

その下の通用字体のところ、アで「情報機器や常用漢字表に示された通用字体の印刷文字が搭載されていないなど、特別な事情のない限り」とあって、その下の例のところでも再び括弧書きで情報機器にうんぬんとあるので、この括弧書きは要らないでしょう。

それから、11 ページの「仮名書きにする」の動植物の名称のところですが、常用漢字表にあるものは漢字を用いるが、学名等を示す場合などは、となっておりますが、学名等を示す場合というのは表内・表外どちらにも関わることです。だから、「一般語としては漢字を用いる」として、「。」で止めればいいのかと思います。

12 ページの読み仮名を付けるところですが、3 行目、「読み仮名は該当するもの全てに付ける必要はなく」と言うのと、全ての表外字に付ける必要はないとも多分読めてしまうと思います。だから、「同じ漢字については繰り返して付ける必要はなく」とか、そういう表現にすればいいかと思いました。

14 ページの、当て字や熟字訓のところですが、「音読みすることのある語を音読みする場合は漢字で書く」というのがよく分からない。例があるといいと思いました。例えば、「明後日」を「アサツテ」とは読まないけれども「ミヨウゴニチ」とは読んでもかまわないなど。これは音読みする場合は漢字で書くだけで、「十八番」で「おはこ」とか、その辺りの例を入れれば分かってもらえるのではないかと思います。

送り仮名のところの 2 項目目いきなり「法令と公用文における表記の一体化の考え方に基つき」とあります。ここも何か説明があってもいいかと思います。コラムの 4 で詳しく書いてありますので、例えばコラムを読めば分かるようなものは、そのコラ

ム参照と書くとか、何かそうするといいかと思いました。

最後、漢数字と算用数字のコラムのところですが、最初の質問のところ「混在してもいいのでしょうか」とあります。一つの文書で混在してはいけないわけですね。そのことについての答えは特に書いていないので、ここは工夫が必要かと思いました。

滝浦委員

今、送り仮名のことが出たので、17 ページについて。ここだけすごく難しいといいますが、「送り仮名の付け方」という内閣告示第 2 号を知らないと、何が書いてあるかやはり分かりません。通則 1 とか通則 7 とか、それぞれ意味があるから書いてあるのは分かりますが、それ自体をどこかにコラムとして載せておくか、そこまでしなくてもということであれば、ここで述べるときに説明を付けるか。何とかに関する通則 1 などとして補っていただくといいかと思いました。少し難しいと思います。

川瀬委員

下に QR コードが付いていますが…。

滝浦委員

それでリンク先に行けばいいのですが、ただ、ほかのページは一応そこだけ読んで分かるように書かれているので、ここだけ通則を知らないと読めないように書かれているのは、やはりちょっとほかと違うかなと感じます。

川瀬委員

私、正直これを読んでいて、全然分かりませんでした。QR コードを読み込んでみようかなと思いましたが面倒くさいのでやめました。なぜかという、私がこの送り仮名の本則 1 から本則 6 を知っている必要がないからだと思いました。これを読む人は結局それを知っている人なんでしょうし、結局さっきのメインユーザーは誰なのか話に戻ってしまうのですが。この字を見たときに、すぐにあれかと思う方が大半であれば、多分コラムとかは要らないし、説明も要らないのではないかと思います。

もちろん、広く一般の方が手に取って多くの方の役に立っていただくのは無上の喜びですが、まず本線はどこなのかというもので絞っていかないと、あれもこれもとどんどん増えていくのではないのでしょうか。全体的に拝見していったときに、後半に行けば行くほど作文の書き方みたいな文章になっています。それはやはり、あれも載せよう、これも載せようという、結局は情報を厳選しましょうと最初に書いたことと逆行していることを書き始めているような気がしたんです。

だから、余り細かい配慮はよろしいのではないかと思うのですが、これはどこかでどなたかがえいと決めていただかないと、恐らく全てのページにいろいろな基準が出てくると思います。

塩田委員

17 ページですが、真ん中の「複合の語であっても、活用のある語は本則どおりに書く」と。この「活用のある語は」というのが普通には余りよく分からないかなと。ここに挙がっている例は全部複合動詞なので、助動詞は多分漢字では書かないでしょうし、複合形容詞にこういう例があるのでしょうか。ここに出てくるのは取りあえず動詞だと思いました。ですからタイトルもそれが分かるような形の方がいいかと思います。

川瀬委員

先ほどコラム 1 のところでも言わせていただいたのですが、同じようにコラムのシ

リーズ、枠囲みの中があって、質問があってというスタイルも、例えば 13 ページのコラム 2 のところは、「常用漢字にある音訓を使って書く」というタイトルになっています。ここでいきなり、漢字でニュアンスを表現してはいけないのでしょうか、というのが挙がっていて、それに対する答えが「常用漢字表は」から始まっているようなスタイルは駄目かと、このスタイルにしてはどうかと思いました。

例えばその下の「常用漢字表内の漢字を用いた別の言葉で言い換える」は、多分言いたいことの趣旨を短く言うところのことなのでしょうが、ここも、「見慣れた漢字でも常用漢字表にない字は使ってはいけませんか」とか、「使えないのでしょうか」というような、これこそは枠の中をクエスチョン、外側をアンサーにしていった方が読みやすいのではないかと思いました。

同じようにコラム 3「漢字と仮名の使い分け」という枠囲みの中も、漢字で「見る」、平仮名で「みる」、漢字で「所」、平仮名で「ところ」など漢字と仮名の使い分けのようになると、下の太字になっているクエスチョンは要らないかと思います。私はこのクエスチョンがない方が分かりやすいと思ったので提案させていただきますが、このままの方が見やすいというのであれば、もちろん皆様の御意見に従います。

石黒委員

11 ページから始まるところの、文字に付く とか×というものは、一般的に辞書でも見られるものですが、説明があった方が。もしどこかにあったら、見落としていたら申し訳ないのですけれども、なければ、あった方がいいかと思いました。

19 ページですが、「数字の使い方」で、これもここで説明すべきかどうか分からないのですが、私は半角と全角はどう使い分けたらいいのかと常に悩んでしまいます。最初に電話の方は割と長くなっていても全角なんですけど、下の方が半角で、つまりいわゆる番号みたいなものは全角なんだけれども、いわゆる数値に当たるものは半角で書くとか、そういうルールがもしかしてあるのであれば、そういったことも書いた方がいいかと思いました。

21 ページから 22 ページもそうですが、先ほど川瀬委員からもお話がありましたが、余り多過ぎるとしんどいなということもあります。本当にこの前、いろいろお調べになった結果として、例えば【】(隅付き括弧)みたいなものは非常によく使われているのでしょうかけれども、余り使われていないもの、(山括弧)とか〔〕(亀甲括弧)とか〔〕(角括弧)とか、どのぐらい使われているのか分かりませんが、そもそも使い分けさえよく分からないようなものはできるだけ使わないようにするかした方が、公用文を書く側にとっては有難いでしょう。同じようなことは 22 ページの幾つかの記号についても言えるような気がしました。

沖森主査

次に進みます。「用語の使い方」について、ページで言いますと 26 ページから 31 ページまでに関して、まず事務局から修正点及び課題などを御説明をお願いします。

武田国語調査官

こちらは国語分科会の段階では特に 26 から 29 ページまでがまだ全部そろっていない状態でしたが、今回までに御執筆いただきました。それから 31 ページの「ふさわしい言葉の使い方」も、国語課題小委員会でお示しするのは今回が初めてになります。そのほかは御覧いただいたとおりですので、御意見を頂ければと思います。

沖森主査

それでは 26 ページから 31 ページまでに関して御意見を承りたいと思います。

川瀬委員

26 ページの専門用語の言い換え，三類型の言い換しの例語についてです。「普及を図る」の中の「医療・福祉」の「QOL」はぎりぎり分かるかなと思うのですが、「クリティカルパス」は普及を図るべき言葉なんですか。これはどういう基準でまず「普及を図る」と「説明を付ける」を分けているのだろうというのも分からないのですが。むしろ「説明を付ける」は「QOL」，「寛解」とかに並ぶものなのではないかという気がします。普及を図るのであれば，例えば「医療・福祉」だったら「セカンドオピニオン」とか，「ADHD」とか，そういった単語の方がふさわしいかと思いました。

同じように，「法律・労働」で「ワークシェアリング」が入るのであれば，これからの時代は「テレワーク」という言葉も入れておいてほしいと思います。

関根委員

「専門用語の扱い」の「(2) 専門用語をどのように説明するか」で，ほかの例で二つ挙げられているところが，上の方で医療があるので，できれば何かもっと違う分野であってもいいかと思いました。例えば，経済用語で「利益」なんていうのが，もうけから費用を引いたのが利益だけれど，一般にはもうけに思われてみたいところがあります。そういう意味だと，この「正しい意味」と「誤解」というよりは，専門語としての意味と日常語としての理解みたいな，そんな感じかなという感じがします。

28 ページの「特定の業界や職業に特有の集団語」の5行目，「役所の集団語」というのがよく分かりません。「発出」も「通達」も両方とも役所の集団語で，通達の方がより一般的な集団語ということでしょうか。

それからその次の略語のところ，「TA」の後いきなりアルファベットの表記があって，アルファベット略語が出ています。アルファベット表記，つまり外国語をそのままのつづりで書くというのも問題なので触れていただきたいと思うのですが，その前に片仮名表記があると思うので，例えばその「Teaching Assistant」は片仮名表記でここでは示してもいいのかなと思います。さらに，それをアルファベットで直接書くという段階があるような気がします。

下から3行目の「SDGs（エスディーゼズ）」のようなものは，専門語に準じた扱いが望まれ」の「専門語に準じた扱いが望まれ」というのも説明があればいいかと思います。例えばこれも普及を図る意味もありというようなことでしょうか。

その下の，文語的な言い回しの「言葉が分かりにくいというわけではないが」とあり，それもそのとおりです。例示されている「動かすべからざる原則」というのは，確かに分かりにくいかと思います。例えば「通じないというわけではない」とか，「正しくないというわけではない」とか，そういう二重否定の表現もあるかと思いました。

29 ページの「一般になじみのない片仮名語であっても，…説明を付けて使う」のところの最後，「文に開いて説明を付けたりすること」の「文に開く」というのは，私も自分で使いますが，一般的な言い方でしょうか。

30 ページの「紛らわしい言葉の扱い」の「から」，「より」の使い分けのところ，「から」の例だけを入れているのですが，比較の場合の「より」も入れておけばいいかと思いました。例えば「東京より京都の方が寒い」とか，「会社は午後より午前が望ましい」など，そういう「より」を対照的に示せばいいかと思いました。

沖森主査

では，引き続き「情報の示し方」につきまして，ページで言いますと32ページから41ページまで，事務局から修正点並びに課題などを御説明をお願いします。

武田国語調査官

「情報の示し方」についても大きく変えてはいません。御執筆いただいた段階ではいろいろな具体例も入れていただいたりしているのですが、具体例と合わせて示す方法がなかなか難しい面がございます。それで、特にここは文章の書き方ということになりますので、例えば39ページを御覧ください。文章の組み立て方を現段階では非常に大まかに捉えて書いているのですが、今後、よりぱっと見て使えるような形に直していく必要があるかと思っています。それで、これまでお書きいただいたものを生かしつつ、こういったものが更に加わったらいいのではないかとということも含めて、御意見を頂ければと思います。

沖森主査

それでは32ページから41ページまでについて御意見を頂きたいと思います。よろしくをお願いします。

川瀬委員

この辺に来ると、ざっと読んでいて、相当疲れます。そこへもってきて、結構ちゃんときちんと見出しは立っているものの、あれはやっちゃだめ、これはやっちゃだめ、これはこうしましょうなどが、本当多いという気がします。

実際に手に取る人は最初から全部読む人ではなくて、やはり気になるところだけ読む人だからいいのかなと思いますが、その割には検索機能とかもないので。「文の成分の順序」とかその辺りから、ゴシックで見出しが立って、明朝で本文があってというエリアに入ってからが、読みにくいなと感じました。キーワードだけ何か大きくするとか、表記の仕方で変わるかという気もします。何か思い付いたことを分類して順番に書いていったような気がいたしました。見え方なのか項目の多さなのか分かりませんが、読み切れなくなってきたぞという雰囲気はこの辺で感じます。

関根委員

「文の組立て」の33ページぐらいの後も大分お疲れになっているような感じで、「二重否定を避ける」で「強調したいことがあるような場合を除いて」とか、その次も「特に必要がないのであれば」とか、もう少し何か説明してあげたいなと感じます。最後の「不要な繰り返しを避ける」でも「必要な場合を除いて、同じ言葉の繰り返しは避ける」と、同じ言葉の繰り返しになっています。例えば、「二重否定やそれに類する表現は、強調したいことがあるような場合を除いて」というのが、そういう場合が何なのかとか。例えば、「強調したいことを効果的に伝えられる利点がある半面、否定か肯定か分かりにくいことがあるので」というような説明でもいいかなと。ここはいろいろ代案を考えてきましたので、後ほどお渡しします。

沖森主査

まだいろいろと問題点があるということが、今の御意見の中からよく分かってまいりました。ただし一旦形になってしまいますと、なかなか修正しにくいところもありますので、検討すべき点、お気づきの点がございましたら、いつでも事務局に御連絡いただきたいと思います。この成果物の素案についての意見交換はこれで終了させていただきます。引き続き御検討をよろしくお願いいたします。

次に、本日は、この成果物のタイトルについて御意見を頂きたいと思っております。配布資料3を御覧ください。配布資料2の方はまだ十分でない点もございますが、まずは成果物のタイトルについて、お考え、御意見を賜りたいと思います。

これまで具体的に検討してきませんでしたので、そろそろ決めた方がいいのではない

かと思えます。そこで、10月18日の主査打合せ会で初めてタイトルについて話題にし、そこで挙がった候補を並べた次第であります。微妙な違いしかないものもありますが、これをたたき台として御意見を頂きたいと思えます。ではまず、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

今、沖森主査がおっしゃってくださったとおり、微妙な違いしかないところがあります。例えば「の」が入るか入らないかですとか、「ついで」が付くかどうかとか、そういった細かいところではあります。是非御意見を頂きたいと思えます。

主査打ち合わせ会では、例えば「公用文の作成に関する国語分科会の考え方」など、遠回しな言い方をしているようなものについてはやめましょうということになっていきます。できるだけシンプルにということでこのような案が出てきました。以上です。

沖森主査

では、ここに挙がっていないものについて、こちらの方がよいというような御意見がございましたら積極的に御発言いただきたいと思えます。

川瀬委員

この「これからの時代における」はマストワードですか。ここまでは全部一緒ですね。結局、これ、何が違うかという、「これからの時代における」までは全部一緒で、その後ろに「公用文」があって、「作成」があって、そこが「の」でつながれるか、「について」になるかだけです。印象としては長いかなという気もしなくもないです。

「これからの時代における」というその「における」のいう文語感みたいな。正確には文語ではないのしょうけれども、このタイトル自体が古っぽいなと感じます。

あと、「これからの」の修飾先は、「時代」ですか、「公用文」ですか、全部ですか。多分、文法の理屈でいくと「これからの」の修飾先は「時代」なんだろうが、むしろ「これからの公用文」としてみるとか。それと、「これから」の「これ」って何だろう。すごくすてきなニュアンスではあると思うんです、今から未来へということ言葉を込めたかたのしょうけれども、何かちょっとロマンチック過ぎるといふか、そんな感じもします。ニュアンスを伝えるのはなかなか難しいのですが、簡単に言うと、私のお伺いしたいのは「これからの時代における」がマストワードでいいのかどうかです。

田中（牧）委員

私も川瀬委員と同じで、何で全部「これからの時代」が付いたのだろうというのは分からないので、もし何かその理由があれば教えていただくと、議論ができるかなと思うんです。「これからの時代」が全部に付いているのはなぜですか。

武田国語調査官

一つは、例えばこれまでのものを見ていただくと分かるのですが、「現代社会における」とか、「これからの時代に求められる」とかそういった表現があって、そういった先例を参考にしたということがあるかと思えます。

あとは、公用文を現在すぐに変える必要があるのかもしれませんが、やはり未来に向けてということで「これからの時代における」という話になっていたかと思えます。ただ、特にこのワードにこだわっていたという、是非これではなくてはいけないという雰囲気があったということではありません。

田中（牧）委員

それで意見ですが、参考で示してくださった3番目に「これからの時代」があって、この時の答申は余り具体性がないというか、国語力についての非常に理念的な考え方を示していて、そういう内容だと「これからの時代」この場合特に「求められる」が続くので「これからの時代」でもいいかなと思います。一方で、今回のものはかなり具体的に踏み込んでいます。こういう表記をしようとか、こう言い換えようとか、こういう文章を作ろうとか、そういうかなり具体性があるのに、「これから」ということは将来のことなのかな、何かすごくふんわりしたものになってしまって、内容が非常にしっかり検討されているのに、ちょっと理念的過ぎるタイトルではないかと、そういう違和感を持ちました。

ほかに「これからの」という、遡ればいろいろあるのかもしれませんが、この一つある国語力の答申に比べると中身が随分違うので、それと同じようなタイトルでいいのかという気はします。むしろ「これからの時代」ではない方がいいのではないのでしょうか。

入部委員

3月に報告書が出るかと思うのですが、タイミング的には元号も変わったので、そう思う人もいるのかな、これからって「令和」っていうように思う方もいるのかなと思います。仮にそこまで読まなかったとしても、何か明確にものを伝える、そんな時代が来たんだというふうに受け取ってもらえるのであれば、「時代」という言葉も決してふさわしくないわけではないかなと思います。

川瀬委員

最初に全否定しただけに、何か言わなきゃと思っていたんですが、やはり過去のを振り返ると、一番好きなのは「敬語の指針」です。出たときに、もう何て分かりやすいタイトルなんだと思いました。タイトルで中を見た記憶があります。これぐらいすばつとっていいのではないかと。

「公用文作成の提言」など、これからの時代ニュアンスというのは、「はじめに」の文章を読めば分かると思いますので、残した方がいいのかどうか…。

村上委員

やはりシンプルなのが一番だと思います。例えば、「公用文の作成について」みたいな感じで言い切ってしまった方が、この成果物についてはふさわしい気がします。

石黒委員

やはりシンプルの方がいいですし、私が先ほど配布資料2の「はじめに」のところでも申し上げたことですが、いまだにこの成果物自体の位置付けがよく分かっていません。「公用文作成の要領 令和版」とかいうのが適切だとは全然思っていないのですが、そういうものなのですか。

つまり、ある種の改定版とか拡大版とかというようなものなののでしょうか。それとも、全く新しいわけではないが、そういうかなり系統としては要領というほど何か強いものではないという、その辺りの性格が明確になると付けやすくなるのかなと思います。その辺り、どう考えたらよろしいのでしょうか。

沖森主査

それはおっしゃっているところの後者の方の性格であるというので進めてきたかと思えます。

武田国語調査官

「公用文作成の要領」という昭和 27 年の内閣官房長官依命通知の別冊というものがあります。それ自体の見直しということで始まっていますが、それ自体を現段階で完全にリニューアルできるかということに関しては、今後の調整ということになっていくと思います。ですから、この段階では国語分科会としての提言をお示しいただいたということになり、それにちょうど合ったタイトルを付けておいていただくということかと思えます。つまり、要領そのものにこれが取って代わるものではないということです。

入部委員

ということは、例えば、「公用文作成の要領」に非常に似た名前になってしまうと紛らわしくなって、ダブルスタンダードのように聞こえてしまうおそれがあると、どこかで却下される可能性もあるということですか。

武田国語調査官

はい。「公用文作成の要領」の改定ということになると、これとは別の、次の段階になるかと思えます。仮に改定するという場合にも、全く同じタイトルにするということではなくて、例えば、常用漢字表の改定のときにも、「改定常用漢字表」というのが答申の段階の名称でした。その後、政府内の事務的な手続を経て、古い常用漢字表に代わる「常用漢字表」になったわけです。実際にこれがそのまま採用されるかどうかはまだ今の段階では分かりませんし、現在の「公用文作成の要領」はもっとシンプルなものですから、これはまず考え方を示したもので、今後、更に骨子みたいなものをまとめて、要領の代わりのものとして提案していくことになるのかもしれませんが。現段階では、要領の見直しについての国語分科会からの提案、考え方の提案ということ念頭に置いたタイトルにしていただくということかと思えます。

入部委員

例えば、タイトルが「公用文作成の要領」で終わってしまうと非常に似てしまう。仮にそうだったとしても、性質が違うからと最初から思われているので、似た名前でもかまわないというということでしょうか。

武田国語調査官

それは、ここで御同意があればかまいません。

鈴木委員

一番内容を表しているのって、「公用文作成の要領」ですね。これが全体を一番表している、短く表している。私もずっと考えていますが、ちょっとアイデアが浮かばない。「公用文作成の要領」ではダブるから、できることなら避けたいという話になると、ちょっと難しいです。

川瀬委員

ポイントとか、そういう片仮名になると、ちょっと軽い響きにもなるような気がします。でも、これからの時代だから片仮名でもいいかなという気がします。前に、コミュニケーションを片仮名で出していますし。「公用文作成のポイント」とか、そういうものでも。飽くまでも意見としてこんなことを考えましたという集約、成果物であれば、そんなに重々しい名前でもなくてもいいのかという気はします。

鈴木委員

ルー的な話よりも、こうした方がよい、ああした方がよいという工夫のことが半分以上です。だから、やはり「要領」とかになってしまうのかと思います。

関根委員

例えば「公用文作成の要領」というのをかぎ括弧でくくって、「「公用文作成の要領」改定に向けて」とか、それこそ「これからの時代における「公用文作成の要領」」とする。つまり、飽くまで「公用文作成の要領」というものがあって、それを何とかしたいという気持ちで作ったのだ、将来的にはそれ自体の改定も目指しているんだという意思をそこで示すというやり方もあるかもしれません。

川瀬委員

その考え方は非常にすてきですね、前向きで。それこそ、「これからの時代における「公用文作成の要領」」とか「これからの時代における「公用文作成の要領」」と言うと、多分解説本というか、何か今だから見直さなければいけないことを改めてみんなで考えましたというのがすごく伝わるかなと思います。関根委員の御意見に賛成です。

関根委員

ただ、それは今後どういう形でそれを実現できるかというのは別の話なので、それとの兼ね合いもあると思います。

沖森主査

ありがとうございました。本日の段階ではいろいろな御意見がありますので、一旦引き取らせていただきたいと思います。12月13日に開催される主査打ち合わせ会で検討した上で、改めて次回の国語課題小委員会で御検討いただきたいと思います。もし、より望ましいタイトル案を思い付くようなことがございましたら、12月10日くらいまでをめぐりに事務局に御連絡いただきたいと思います。

では、引き続き常用漢字表についての検討に入りたいと思います。11月8日の国語分科会でこれまでの検討状況について報告をいたしました。その際の資料を参考資料1としてお示ししてあります。

昨年11月22日に「「障害」の表記に関するこれまでの考え方（国語分科会確認事項）」を取りまとめ、常用漢字表は漢字使用の目安であり、表に掲げられた漢字だけを用いて文章を書かなければならないという制限的なものではなく、個々の事情に応じて適切な考慮を加える余地のあるものであること、加えて、現在、障害者の「ショウガイ」は、地方公共団体や民間の組織において、表にない「碍」を用いて表記すること等を妨げるものではなく、それぞれの考え方に基づいた表記を用いることが可能であるということを確認していただきました。その後も、当事者の方々の気持ちに寄り添うよう努めながら、ただし、国語施策という観点から、この常用漢字表に関する課題について検討してまいりました。

この間、障害者政策における議論についても御確認いただきました。その一つとして、平成22年当時の内閣府に置かれていた「障がい者制度改革推進会議」に設置された「障害」の表記に関する作業チームがまとめた「「障害」の表記に関する検討結果について」という報告を詳しく振り返っていただいたこともありました。こちらは本日も参考資料3としてお示ししてあります。この報告を通して、障害あるいは障害者をどのように捉えるかについての社会モデルという考え方が話題になり、障害者権利条約における社会モデルの考え方もこの参考資料に沿って御確認いただきました。

本日は、参考資料 2、これは外務省が作成したパンフレットですが、この参考資料に基づいて、押さえておくべき背景の一つである障害者権利条約を、社会モデルについての考え方を中心に、改めて詳しく御確認いただきたいと思います。それではまず、事務局から説明をお願いします。

武田国語調査官

参考資料 2「障害者権利条約」を御覧ください。これは外務省で作成されたものです。障害者権利条約の話はこれまでも、先ほど沖森主査から御紹介があった表記に関する検討チームの資料の中などで御覧いただいているのですが、そのもの自体についてはこれまでお示ししたことがありませんでしたので、是非御覧いただきたいと思います。こちらにお示ししております。障害者政策にはここでは立ち入らないということでやってきておりますが、やはりもう一度、大切なところについては押さえておきたいということです。

特に、社会モデルということについて、これは以前にも話題になっておりますが、この点についてお話をしたいと思います。その前に、この障害者権利条約が締結されるまでの流れとして、「障害」の表記の在り方について検討した「障がい者制度改革推進本部」、その「障がい者制度改革推進本部」が設置されたのも、実はこの障害者権利条約との関係があるということも含めて、簡単に御説明したいと思います。

国連を中心とした障害者に関するいろいろな動きがあって、それが日本に反映されるということがありました。まず、表記の問題に関わるのところでは、1981年、昭和 56 年になりますが、この年は国際障害者年という年でした。その年に、日本においては法律の一斉改正が行われて、現在では使われなくなっている用語を、「障害」という表現に直すということが大規模に行われています。昭和 56 年には法律 9 本、翌 57 年には 162 本が変わっています。これは以前にも御説明しているところです。

その後、2006 年に国連でこの障害者の権利に関する条約、障害者権利条約が採択されます。日本もこの時点で条約にサインして、その後、国内法の整備に入ります。その整備の一環と言いますか、国内法の整備に当たって 2009 年 12 月に閣議決定で設置されたのが「障がい者制度改革推進本部」でした。そこで表記についても話題にされたということです。その後、2011 年に障害者基本法が改正されます。さらにその他の関連した法律が改正されたりあるいは新しくできたりして、2014 年に日本は障害者権利条約を批准することになります。ですから、この障害者権利条約は、平成 22 年の常用漢字表の検討の際、日本は、サインはしていたけれども批准していない段階だったということです。

それで、もう少し具体的な中身を見ていきたいと思います。中を開いていただきまして、6、7 ページを御覧ください。今、御説明したことが書かれているところです。また、今日は社会モデルの話をしたいと思しますので、その次の 8 ページを御覧いただきたいと思います。

「障害者権利条約における障害のとらえ方」ということで、ここはざっと読みたいと思います。「従来の障害のとらえ方は、障害は病気や外傷等から生じる個人の問題であり、医療を必要とするものであるという、いわゆる「医学モデル」の考え方を反映したものでした。一方、障害者権利条約では、障害は主に社会によって作られた障害者の社会への統合の問題であるという、いわゆる「社会モデル」の考え方が随所に反映されています。これは、例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。」これが社会モデルということ、今、障害の捉え方はこういったモデルに基づく形になっているというお話をこれまでしてきました。この参考資料で申し上げますと 15 ページ以降に実際の条約がございます。この

中にも例えば 17 ページ，第 1 条の目的の後半にはこの社会モデルのことに触れられています。

実際に権利条約そのものを見ていただくのはこれが初めてになるかと思えます。この考え方がやはり今回の議論にも影響していることをもう少し御説明したいと思えます。

参考資料 3 を御覧ください。前にも御覧いただいた「「障害」の表記に関する検討結果について」という，障がい者制度改革推進本部の下で設置された「障がい者制度改革推進会議」の資料になります。この 4 ページを御覧ください。ここでこの表記チームはヒアリングを行います。「障害」の表記に関する考え方の整理ということで，まず，「障害」に関して肯定的な意見があります。ここでは例えば 5 ページの上のところを見ていただきますと，この社会モデルの考え方からするとこの「害」の方がいいのだということをごここでは言っています。

一方，5 ページの下の方を見ていただきますと，今度は「^{がい}碍」について肯定的な意見をおっしゃっているところがあります。東京青い芝の会では，「社会が「カベ」を形成していること，当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題があるとの観点を踏まえ，「碍」の字を使うよう提唱してきた」と。これは正に社会モデルの考え方からこちらがいいのだということをおっしゃっているということです。

6 ページにも上から 7 行目には「害」の表記は医学モデルであるのに対し，「碍」の表記は社会モデルそのものだということをおっしゃっています。

8 ページを御覧ください。こういった考え方に基づくと，この 8 ページの最初のところ，これは交ぜ書きはよくないというお考えが示されていますが，共に，先ほど御紹介した意見を述べられている団体ですが，東京青い芝の会では，この「「カベ」に立ち向かう」というニュアンスを出すには，やはり「碍」の字が必要であるとおっしゃっています。また，D P I 日本会議では，後半の方ですが，医学モデルから障害を個人の外部に存在する種々の社会的障壁によって構築されたものとして捉える社会モデルへの転換を第一次意見において示した推進会議としては，この交ぜ書きは採るべきではないとおっしゃっています。

また，一般からも意見募集をしております。10 ページ，11 ページを御覧ください。ここでも「害」がよいという方たちは社会モデルの観点から「害」がよいとおっしゃっていたり，一方で「碍」がよいのだという方も，やはり社会モデルの観点から「碍」がふさわしいのだとおっしゃっていたりします。

今日は，そのほかこれまで議論してきた様々な歴史ですとか，あるいは漢字の意味というようなことを少し離れて，社会モデルという考え方に沿って御紹介いたしました。国連で決められて，そして日本も批准した障害者権利条約の中で示されている社会モデルという考え方がこの表記の問題に影響しているということを改めて少し詳しく御覧いただきました。以上です。

沖森主査

では，ただ今の御説明についての直接関係する質問があればお願いいたします。

(挙手なし。)

特にないようですので，意見交換に入りたいと思えます。これまでの議論を少し振り返っておきたいと思えますが，この問題につきましても，漢字というレベルの問題ではなく，用語の問題ではないかということが話題になってきております。仮に漢字を入れ替えても別の問題が生じるおそれがあったり，また，交ぜ書きにしても，その向こうには漢字の表記が透けて見えたりします。また，先ほどの内閣府の報告の中には「障」という漢字にも負のイメージがあるといった意見も出されていましたが，文字

ではなく、用語そのものの問題として考える方がよいという考え方も示されてまいりました。また、その中には新しい用語を考えるべきではないかという意見もございました。

一方で、この障害者権利条約に示された社会モデルの考え方に基づいて、「障碍」を用いるべきという考え方と、「障害」を用いるべきという考え方の両方があるという状況もございます。

今後、これまで検討してまいりました常用漢字表の問題に国語施策の観点から結論を示すに当たって、また、漢字、文字の単位の問題としてだけでなく、用語という語彙の観点からこの問題を考えていくに当たって今後も留意すべき点などがありましたら、御意見を承りたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中（牧）委員

社会モデルについて、今、詳しく説明していただいて、大変有意義でした。そのことで「ガイ」の字のどちらがいいかということは両方意見があって、この記録だけ見ると、「害」については社会に存在するものが障害であるから、それ自体、社会に存在する障害が悪いから「害」がよいと、こういう根拠が書いてありますが、「碍」がよいというところの、今日の障害チームの報告書だと6ページの上から7行目ぐらいに書いてあるのですが、「碍」の方が社会モデルそのものであるということの根拠が、ここを読む限りは分からないのですが、それはどういうことなのでしょう。

武田国語調査官

例えば、先ほど障害者権利条約を御覧いただきましたが、もう一度御覧いただけますでしょうか。分かりやすい説明の方で御覧いただきたいと思います。8ページを御覧ください。先ほど読み上げたところですが、「例えば、足に障害をもつ人が建物を利用しづらい場合、足に障害があることが原因ではなく、段差がある、エレベーターがない、といった建物の状況に原因（社会的障壁）があるという考え方です。」とあります。例えば、こういったものをいろいろ読んでおきますと、「社会的障害」というよりは、「障壁」という言葉を使っているところが多いように感じます。そうしますと、正に「碍」の方が障壁というニュアンスをより出しているということがあるかと思います。

田中（牧）委員

「碍」の文字に障壁＝壁があるというのは、それは漢字の意味ですか。

障壁があるところに書いてあっても、障壁＝「碍」の概念にはならないと思います。

武田国語調査官

妨げというようなことだと思います。

田中（牧）委員

碍子というものが障壁だということですかね。

武田国語調査官

そうですね。5ページの下の方の「碍」に対する肯定的な意見のところでも、「社会が「カベ」を形成していること、当事者自らの中にも「カベ」に立ち向かうべき意識改革の課題があるとの観点を踏まえ」と。こういったことがあるのだと思います。

田中（牧）委員

そうすると、碍子及びこの「壁」の字の意味に、障壁というところに置き換えて、そ

の障壁というところから来るわけですね。ワンクッションあるということですか。

武田国語調査官

私が正確に申し上げられているかどうかということではありますが、一つにはそういったことが影響しているかと思えます。

田中（牧）委員

分かりました。どうもありがとうございます。そうすると、両方とも社会モデルを根拠に「害」そして「碍」と、両説あるという理解でよろしいわけですね。分かりました。

村上委員

「害」にしても、「碍」にしても、社会モデルという点から考えるとそれぞれに理があるということであれば、前から言っていますが、やはり新しい用語を提案するのがいいのではないかと、改めてこの社会モデルという考え方を伺って思いました。

鈴木委員

これは統計的に調べたとか何とかという、そういう意見ではないのですが、私の個人的な友人で、障害者の支援をしているNPOに加わって実践している友人がいましたものですから、国語分科会でこういう議論をしているという話をしました。今、村上委員がおっしゃったように、「やはり新しい何か違う言葉を出してくれると、私はうれしい」とのことでした。

それはつまり、村上委員と同じように、社会モデルという御説明をお伺いしたら、正にその方がよいような気がします。字を変えただけでは残念ながら社会モデルに近づかないような気がします。これはもちろん個人的な意見、私の意見ですが、近づかないような気がする、やはり違う。要するに、例えばここに例がありますように、建物を変えるのだということであれば、それを一緒にやっっていこうというような、確かそういう例も前回、前々回に御意見があったと思いますが。そういう提言をした方がよいのではないかという気がします。

沖森主査

これまで様々な観点から御検討いただいてまいりましたが、いよいよ今年度も残り少なくなってまいりましたが、そろそろ意見を取りまとめたいと考えております。それを意識して進めていく時期になっております。本日御確認いただきました障害者権利条約なども意識しながら、国語施策という観点から更に検討を進めてまいりたいと思えます。

入部委員

「ショウガイシャ」というと、この「碍」でも考えがあるかと思うのですが、障害という言葉自体は医療でたくさん使われているので、英語で言うと disease とか disorder とかという言葉の訳語として「障害」という言葉が使われていて、かつての「精神薄弱」という言い方ではなくて、「知的障害」と今は言われている。非常に包括的な医療の中で使われている言葉なので、「ショウガイシャ」と書くときだけ「碍」を使うということが現実的にあり得るのかどうかというモデルの問題もありますが、その辺の混乱をやはり考えていく必要はあるだろうと思えます。

沖森主査

では、今後もこの国語課題小委員会で引き続き検討を進めてまいりますので、引き

続き何とぞよろしく申し上げます。

本日の協議につきましては以上で終わりたいと思います。本日御審議いただいたとおり、特に公用文に関する検討につきましてはかなり細かい話になってきております。国語課題小委員会でお集まりいただく以前に詰めておくべきことが多々あるかと感じられます。そこで、次回 12 月 25 日に予定しておりましたこの国語課題小委員会について、主査打合せ会の検討状況によっては開催を取りやめることも考えております。メールで委員の皆様方と情報を共有しながら、主査打合せ会で更に案をたたいた上で、1月の国語課題小委員会で改めて検討を加えていただく段取りを考えております。来月25日の国語課題小委員会を中止にする場合にはなるべく早く事務局を通してお伝えすることにいたします。

それでは、本日の国語課題小委員会はこれにて閉会といたします。本日は御出席どうもありがとうございました。